

令和 2 年度 実施
大学機関別認証評価
評 価 報 告 書

秋田大学

令和 3 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	3
領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準（1－1～1－3）	3
領域 2 内部質保証に関する基準（2－1～2－5）	6
領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準（3－1～3－6）	10
領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準（4－1～4－2）	13
領域 5 学生の受入に関する基準（5－1～5－3）	15
領域 6 教育課程と学習成果に関する基準（6－1～6－8）	17
III 意見の申立て及びその対応	20

付録 1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧

付録 2 根拠資料一覧

付録 3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について

自己評価書

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1. 令和2年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようないくつかのプロセスにより実施しました。

※ 令和2年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育現場の視察及び学習環境の状況調査を含めオンラインで実地調査を実施することとし、大学機関別認証評価委員会において、通常実施している実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機関が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和元年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、令和元年6月に、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。
- (2) 機構は、令和元年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の6大学の評価を実施しました。
- 国立大学（5大学）
秋田大学、東京農工大学、信州大学、大阪教育大学、奈良女子大学
 - 公立大学（1大学）
沖縄県立看護大学
- (3) 機構は、令和2年7月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。
- (4) 機構は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、令和2年6月末の自己評価書提出期限を8月末まで延長し、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和2年	
9月	書面調査の実施
10月～11月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

- (5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和3年2月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。
- (6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和3年3月の

評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和2年度に認証評価を実施した6大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和2年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト(<https://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和3年3月現在）

（1）大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川 良一	大学入試センター参与
片山 英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
近藤 倫明	北九州市立大学特任教授（名誉教授）
里見 進	日本学術振興会理事長
清水 一彦	山梨県立大学理事長・学長
鈴木 志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
高田 邦昭	群馬県立県民健康科学大学長
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
西尾 章治郎	大阪大学総長
◎濱田 純一	放送倫理・番組向上機構理事長
○日比谷 潤子	聖心女子学院常務理事
前田 早苗	千葉大学教授
松本 美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
室伏 きみ子	お茶の水女子大学長
山口 宏樹	国立大学協会専務理事
山本 健慈	国立大学協会参与
吉田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

（2）大学機関別認証評価委員会評価部会

石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構教授
石川 照子	大妻女子大学比較文化学部教授
○稻垣 卓	福山市立大学名誉教授
及川 良一	大学入試センター参与

小 川 宣 子	中部大学応用生物学部教授
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
加 藤 映 子	大阪女学院大学長
◎ 近 藤 倫 明	北九州市立大学特任教授（名誉教授）
佐 藤 信 行	中央大学大学院法務研究科教授・中央大学副学長
清 水 一 彦	山梨県立大学理事長・学長
鈴 木 志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
高 島 忠 義	愛知県立大学名誉教授
高 田 邦 昭	群馬県立県民健康科学大学長
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
戸田山 和 久	名古屋大学大学院情報学研究科教授
中 島 恭 一	富山国際大学顧問
花 泉 修	群馬大学大学院理工学府電子情報部門教授
藤 田 佐 和	高知県立大学看護学部長・教授
藤 本 真 一	大和檍原病院名誉院長
松 本 美 奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
山 本 泰	大学改革支援・学位授与機構特任教授
湯 川 嘉津美	上智大学総合人間科学部教授
吉 澤 結 子	秋田県立大学理事・副学長

※ ◎は部会長、○は部会長代理

(3) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
小 湊 卓 夫	九州大学基幹教育院准教授
渋 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
鳴 田 敏 行	茨城大学全学教育機構准教授
末 次 剛健志	有明工業高等専門学校総務課長
高 橋 哲 也	大阪府立大学副学長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
戸田山 和 久	名古屋大学大学院情報学研究科教授
新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学政策研究科教授
前 田 早 苗	千葉大学教授
山 本 泰	大学改革支援・学位授与機構特任教授

※ ◎は部会長

2. 評価結果について

「I 認証評価結果」

「I 認証評価結果」では、評価対象大学がひとつの機関として機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあった場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認のうえ、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び、「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「II 基準ごとの評価」

「II 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「III 意見の申立て及びその対応」

「III 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対する意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

秋田大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 及び基準 6－5 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 及び基準 6－5 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。(基準 5－3)
- 休講情報等、授業を受けるにあたって必要な情報を学生に周知する方法が統一されていない。
(基準 6－5)

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 平成 29 年度より、英語力向上のための特別英語プログラムとして、「イングリッシュマラソン」を実施している。参加学生は、TOEIC 特別対策講座を受講するほか、ALL Rooms (語学自習室)での週 3 回以上のトレーニング、英語を使用してプログラムに取り組む English Camp、TOEIC 用の語彙を修得するための学習、海外の語学研修施設への短期留学等に参加している。各年度の募集定員を 30 人程度とし、適宜選考を行っている。令和元年度においては 38 人が参加している。「イングリッシュマラソン」に参加した学生の TOEIC の平均点は、「イングリッシュマラソン」参加前と比較して、平成 29 年度においては 537 点から 662 点となり 125 点、平成 30 年度においては 549 点から 646 点となり 97 点、令和元年度においては 561 点から 640 点となり 79 点向上している。(基準 6－3)

(第三者による評価結果の活用について)

理工学部物質科学科応用化学コース、物質科学科材料理工学コース、システムデザイン工学科機械工学コース、システムデザイン工学科創造生産工学コース、システムデザイン工学科土木環境工学コースについては、領域 6 の分析にあたり、当該教育研究上の基本組織等が責任を有する教育課程が、日本技術者教育認定機構による評価を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上しているため、その評価結果をもって領域 6 の各基準の自己評価に代えている。また、教育学研究科教職実践専攻についても同様に、当該教育研究上の基本組織等が責任を有する教育課程が、教員養成評価機構による評価を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上しているため、その評価結果をもって領域 6 の各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

(新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について)

令和 2 年度においては、学年当初から新型コロナウイルス感染症の影響から、通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったことから、大学に対してその状況について報告を求めたところ、

付録3のとおり取り組んでいることを認めた。

II 基準ごとの評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準 1－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の 4 学部及び 4 研究科を置いている。

[学士課程]

- ・国際資源学部（1 学科：国際資源学科）
- ・教育文化学部（1 課程 1 学科：学校教育課程、地域文化学科）
- ・医学部（2 学科：医学科、保健学科）
- ・理工学部（4 学科：生命科学科、物質科学科、数理・電気電子情報学科、システムデザイン工学科）

[大学院課程]

- ・国際資源学研究科（博士前期課程 2 専攻：資源地球科学専攻、資源開発環境学専攻、博士後期課程 1 専攻：資源学専攻）
- ・教育学研究科（修士課程 1 専攻：心理教育実践専攻、教職大学院の課程 1 専攻：教職実践専攻）
- ・医学系研究科（修士課程 1 専攻：医科学専攻、博士前期課程 1 専攻：保健学専攻、博士後期課程 1 専攻：保健学専攻、博士課程 1 専攻：医学専攻）
- ・理工学研究科（博士前期課程 5 専攻：生命科学専攻、物質科学専攻、数理・電気電子情報学専攻、システムデザイン工学専攻、共同ライフサイクルデザイン工学専攻、博士後期課程 1 専攻：総合理工学専攻）

平成 26 年度に、地域振興活動の中核となり得る能力・資質を有する人材を養成するために、教育文化学部を改組するとともに、地域産業との密接な関わりの中で想像力と技術力を兼ね備えた人材を養成するために、工学資源学部を改組し理工学部を設置し、地球的な資源・エネルギー問題の解決を目指し、資源を網羅的かつ多角的に学び、豊かな人間性と国際的視野を併せ持ち、新たな資源技術と将来の資源・エネルギー戦略の発展・革新を担う人材を養成するために、新たに国際資源学部を設置している。

平成 28 年度に、新たに教職実践専攻（教職大学院）を設置することに伴い教育学研究科を改組し、新たに国際資源学研究科を設置するとともに、理工学部の改組に伴い工学資源学研究科を理工学研究科に改組している。

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準 1－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1－2－2のとおり、著しく偏っていない。

基準1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること**【評価結果】 基準1－3を満たしている。****【評価結果の根拠・理由】**

教員は、別紙様式1－3－1のとおり、国際資源学研究科、教育文化学部、教育学研究科、医学系研究科、理工学研究科のいずれかに所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各学部に学部長、各研究科に研究科長を置いている。国際資源学部においては国際資源学研究科長、医学部においては医学系研究科長、理工学部においては理工学研究科長をもって充てることとし、教育学研究科長は、教育文化学部長をもって充てることとしている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、各学部に学部教授会を置き、国際資源学研究科、医学系研究科及び理工学研究科に研究科教授会、教育学研究科に教育学研究科委員会を置いている。

国際資源学部教授会は、国際資源学研究科の専任の教授から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。教育文化学部教授会は、学部及び教育学研究科の専任の教授、准教授、講師及び助教から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。医学系研究科及び医学部所属の教授並びに医学部附属病院の専任の教授から構成される医学部教授会に、医学系研究科医学専攻及び医学部医学科所属の教授並びに医学部附属病院の専任の教授から構成される医学科会議及び医学系研究科保健学専攻所属の教授から構成される保健学科会議を置き、学校教育法第93条に規定される事項等については、各学科会議での議決をもって医学部教授会の議決としている。理工学部教授会は、理工学部に兼務する理工学研究科の専任の教授、准教授、講師及び助教から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

国際資源学研究科教授会は、研究科の専任の教授から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。教育学研究科委員会は、教育学研究科の専任の教員及び教育学研究科を担当する教育文化学部の専任の教員から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。医学系研究科を担当する専任の教授から構成される医学系研究科教授会に、それぞれの専攻を担当する専任の教授から構成される医学専攻教授会及び保健学専攻教授会を置き、学校教育法第93条に規定される事項等を審議し、各専攻教授会での議決をもって研究科教授会の議決としている。理工学研究科教授会は、研究科の教授、准教授、講師及び助教、その他研究科長が必要と認める者から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

各教授会等は、令和元年度には、別紙様式1－3－2のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、総括担当理事、研究担当理事、教育担当理事、評価・I R 担当副学長、国際資源学研究科長、教育文化学部長、医学系研究科長、理工学研究科長、附属図書館長、附属病

院長、産学連携推進機構長、情報統括センター長及び教育推進主管並びに国際資源学研究科長、教育文化学部長、医学系研究科長及び理工学研究科長が推薦する当該研究科又は学部の教授各2人から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和元年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

領域2 内部質保証に関する基準

基準2－1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準2－1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を最高責任者とし、自己点検・評価の責任者及びそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。また、各部局等を所掌する理事を統括責任者とし、自己点検・評価の責任者及びそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。さらに、各部局等の長を統括責任者を補佐する実施責任者とし、自己点検・評価の責任者及びそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な組織は学長を委員長とした内部質保証委員会であり、その役割を内部質保証委員会規程及び内部質保証指針に明確に定めている。同委員会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある、学長、統括担当理事、研究担当理事、教育担当理事、財務担当理事、評価・I R担当副学長、国際資源学研究科長、教育文化学部長、医学系研究科医学専攻長、医学系研究科保健学専攻長、理工学研究科長、附属図書館長、附属病院長及びその他学長が必要と認める者によって構成されており、教育研究活動の有効性検証及び改善・向上計画等の進捗等について審議している。

それぞれの教育研究上の基本組織において、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

国際資源学部及び教育文化学部においては、学部長を責任者として、その質保証を行っている。医学部においては、医学科長及び保健学科長を責任者として、また、理工学部においては、8つのコースについて各コース長を責任者として、その質保証を行っている。国際資源学研究科及び教育学研究科においては、研究科長を責任者として、その質保証を行っている。医学研究科においては、医学専攻長及び保健学専攻長を責任者として、その質保証を行っている。また、理工学研究科においては、8つのコースについて各コース長を責任者として、また、秋田県立大学との共同大学院共同ライフサイクルデザイン工学専攻、大学院博士後期課程総合理工学専攻については、各専攻長を責任者として、その質保証を行っている。高等教育グローバルセンターにおいては、センター長（教育・学生・国際担当理事）を教養基礎教育の責任者として、その質保証を行っている。

内部質保証に関する自己点検・評価実施要領を定め、内部質保証活動の実施単位や頻度、手順を明確に定めており、すべての教育課程の質保証の責任者によって、毎年の自己点検・評価活動及びモニタリング活動、定期的な意見聴取等を行うことが明記されている。加えて、医学部、理工学部、教育学研究科が受審する第三者評価の結果を教育課程の質保証に活用することも明記している。

秋田県教育委員会等の関係課長相当の者を構成員とするアドバイザリーボードとして設置している教師力向上協議会教職大学院部会に、専門職大学院設置基準に掲げる「当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者」として、秋田県の小・中・高等学校長会及び特別支援学校長会の各代表者を構成員に加えることにより、教師力向上協議会教職大学院部会を教育課程連携協議会に相当するものとしている。また、教育学研究科の重要事項を審議するため、教育文化学部カウンシル規程により教育文化学部教育研究カウンシルを設置している。秋田県教育庁教育次長及び秋田市教育

委員会教育次長を含む4人を外部委員とし、教育課程の編成について審議することとされている。こうした体制の下、教職大学院において編成した教育課程については、外部有識者を構成員に含む教育研究カウンシルにおいて審議し、決定している。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、施設担当理事を責任者として施設マネジメント企画会議が、情報設備については、情報担当理事を責任者として情報統括センターが、附属図書館については、附属図書館長を責任者として附属図書館が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証指針及び内部質保証に関する自己点検・評価実施要領によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援、就職支援及びその他の学生支援に関する重要事項については、学生担当理事を責任者として学生支援総合センターが、留学生の支援については、教育担当理事を責任者として高等教育グローバルセンターが、それぞれ分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証指針及び内部質保証に関する自己点検・評価実施要領によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学部における入学者選抜の在り方、入学者選抜方法等の策定及び実施等については、教育担当理事を統括責任者並びに実施責任者として全学の入学試験委員会が、学部の編入学に関する入学者選抜の在り方、入学者選抜方法等の策定及び実施等については、教育担当理事を統括責任者としつつ、それぞれの学部長（医学部保健学科にあっては保健学科長）を実施責任者として、各学部に置かれる入学試験委員会が、それぞれ質保証を行っている。また、大学院における入学者選抜の在り方、入学者選抜方法等の策定及び実施等については、教育担当理事を統括責任者としつつ、それぞれの研究科長（医学系研究科保健学専攻にあっては保健学専攻長）が実施責任者として、国際資源学研究科入試委員会、教育学研究科学務委員会、医学系研究科医学専攻・医学部医学科入試委員会、医学系研究科保健学専攻入学試験委員会、理工学研究科入試委員会が、それぞれ質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証指針及び内部質保証に関する自己点検・評価実施要領によって定めている。

なお、自己評価書提出時点には、国際交流に関する学生支援についての統括責任者、実施責任者及び部局等を明確に定めていなかったが、令和2年12月までに内部質保証指針を改正し、定めている。また、教養基礎教育に関する自己点検・評価の結果、確認された事項への対応措置について、改善・向上計画の検討・策定・実施をする組織及び進捗確認を行う組織を明確に定めていなかったが、令和2年12月までに内部質保証に関する自己点検・評価実施要領を改正し、定めている。

基準2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準2－2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順を、内部質保証に関する自己点検・評価実施要領に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準6－1から基準6－8に照らした判断を行うことを内部質保証に関する自己点検・評価実施要領に定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、内部質保証に関する自己点検・評価実施要領に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、内部質保証に関する自己点検・評価実施要領に定め、定期的に実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、内部質保証に関する自己点検・評価実施要領に定めている。

基準2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準2－3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己点検・評価活動、経営協議会委員からの指摘、分野別第三者評価の評価結果、監事からの意見、学生からの意見への対応に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式2－3－1のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。

また、今回の認証評価を受けるにあたり、令和2年8月に内部質保証体制を明文化して規定している。

基準2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準2－4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

役員会及び教育研究評議会において、教育研究上の組織の改廃等の重要事項の変更に関する事項を審議している。内部質保証指針において、学長は、各部局等での自己点検・評価及び内部質保証委員会における教育研究活動の有効性、人材需要の社会的動向や学生確保の見通し、授与する学位に対するカリキュラム体系等について検証するものとしている。なお、教育研究上の組織の改廃等の重要事項の変更を教育研究評議会で審議することについては、内部質保証指針に明記している。

基準2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準2－5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇任にあたって、教員選考基準及び各学部・研究科の教員選考規程等に基づき、書類審査、面接等により総合的に評価して、別紙様式2-5-1のとおり教員を採用・昇任させている。

教員活動評価指針及び教員活動評価実施要領を策定し、別紙様式2-5-2のとおり、教員の教育活動、研究活動、社会貢献活動、国際的活動、管理・運営活動及び診療活動に関する評価を毎年実施している。

教員活動評価指針及び教員活動評価実施要領に基づき、評価の結果、把握された事項に対して、別紙様式2-5-3のとおり取り組んでいる。特に高い評価を受けた教員に対し、学長による表彰を行うほか、「やや低い活動レベルにあり努力の余地がある」と評価された教員について、部局長と面談の上、次年度における改善計画を記載した活動改善計画書を提出させている。年俸制適用教員については、評価の結果を踏まえて業績給を決定し、年俸制適用教員以外の教員については、6月賞与の勤勉手当に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式2-5-4のとおり、各学部・研究科において、研修会等を独自に企画・実施している。第3期中期目標期間を通じて在職している教員のFDへの参加率を令和3年度末までに90%以上とすることを中期計画に定めて、「全学FD・SDワークショップ」及び「FD・SDシンポジウム」を毎年度継続して実施しているほか、「大学コンソーシアムあきた」が実施する「大学コンソーシアムあきた高等教育セミナー」等に参加している。

教育活動を開拓するため、別紙様式2-5-5のとおり、教育支援者及び教育補助者を配置し、活用している。教務関係や厚生補導等を担う職員を総合学務課、学生支援・就職課及び医学系研究科・医学部学務課に配置し、授業（演習、実験及び実習）における技術的指導及び教育支援、大学院学生の研究に対する技術的指導及び助言等を行う技術部職員を国際資源学研究科、教育文化学部、医学系研究科、理工学研究科に配置するほか、図書館の業務に従事する職員を附属図書館に配置している。また、ティーチング・アシスタントを国際資源学部、教育文化学部、医学部医学科及び理工学部の専門教育科目の一部に配置している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式2-5-6のとおり、「全学FD・SDワークショップ」、「総合技術部研修会」及びTAガイダンス等を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3－1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準3－1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式3－1－2のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準3－2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準3－2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会、大学運営会議を設置している。

役員会は、学長及び理事により構成され、国立大学法人法第11条第2項に定める事項を審議している。

学長選考会議は、経営協議会の学外委員で経営協議会において選出された者5人、教育研究評議会の学長及び理事以外の者で教育研究評議会において選出された者5人及び役員会において選出された理事2人により構成され、学長候補者の選考、学長の解任の審査等を所掌している。

経営協議会は、学長、理事（総括・人事・情報・病院経営担当）、理事（財務・施設・環境・総務担当）、理事（国際情勢分析担当）、理事（経営分析担当）、附属病院長、副学長（評価・IR担当）のほか、役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

教育研究評議会は、学長、理事（総括・人事・情報・病院経営担当）、理事（研究・地方創生・広報担当）、理事（教育・学生・国際担当）、副学長（評価・IR担当）、国際資源学研究科長、教育文化学部長、医学系研究科長、理工学研究科長、附属図書館長、附属病院長、産学連携推進機構長、情報統括センター長、教育推進主管のほか、国際資源学研究科長、教育文化学部長、医学系研究科長及び理工学研究科長が推薦する当該研究科又は学部の教授各2人により構成され、教育研究に関する重要事項を審議している。

大学運営会議は、学長、理事（総括・人事・情報・病院経営担当）、理事（研究・地方創生・広報担当）、理事（教育・学生・国際担当）、理事（財務・施設・環境・総務担当）、副学長（評価・IR担当）、国際資源学研究科長、教育文化学部長、医学系研究科長、理工学研究科長、附属図書館長、附属病院長により構成され、管理運営等に関する重要事項等を検討又は審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制については、別紙様式3－2－2のとおり整備している。

法令遵守事項については、情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全

保障輸出管理、生命倫理、動物実験に関する規程等があり、それらについて責任・実施体制を整備している。情報公開及び個人情報保護は総務企画課、公益通報者保護は監査室、ハラスマント防止は人事課、安全保障輸出管理及び動物実験は地方創生・研究推進課、生命倫理は地方創生・研究推進課、医学系研究科及び医学部がそれぞれ責任部署となっている。

危機管理については、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用及び研究活動に係る不正行為防止、研究費等不正使用、学生危機対応に関する規程等があり、それらについて責任・実施体制を整備している。防火・防災は総務企画課、施設企画課、教育文化学部、医学系研究科及び医学部が、情報セキュリティは情報戦略会議が、研究費等不正使用及び研究活動に係る不正行為防止及び研究費等不正使用は地方創生・研究推進課が、学生危機対応は総務企画課が責任部署となっている。

基準3－3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準3－3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営を円滑に行うための事務組織として、別紙様式3－3－1のとおり、副理事（企画調整担当）、副理事（財務・施設・環境担当）、医学系研究科・医学部事務部長を配置するほか、監査室（常勤2人、非常勤1人）、総務企画課（常勤13人、非常勤6人）、人事課（常勤16人、非常勤4人）、広報課（常勤4人、非常勤2人）、図書館・情報推進課（常勤15人、非常勤12人）、地方創生・研究推進課（常勤15人、非常勤10人）、総合学務課（常勤26人、非常勤13人）、学生支援・就職課（常勤11人、非常勤14人）、入試課（常勤8人、非常勤1人）、国際課（常勤8人、非常勤4人）、財務課（常勤10人、非常勤3人）、経理・調達課（常勤16人、非常勤10人）、施設企画課（常勤5人、非常勤3人）、施設保全課（常勤9人）、国際資源学研究科事務部（常勤7人、非常勤5人）、教育文化学部事務部（常勤15人、非常勤20人）、医学系研究科・医学部総務課（常勤21人、非常勤15人）、医学系研究科・医学部企画管理課（常勤9人、非常勤3人）、医学系研究科・医学部調達課（常勤19人、非常勤13人）、医学系研究科・医学部学務課（常勤10人、非常勤5人）、医学系研究科・医学部医事課（常勤21人、非常勤16人）、理工学研究科事務部（常勤11人、非常勤13人）を設置している。

基準3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準3－4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式3－4－1のとおり、教員及び事務職員が高等教育グローバルセンター運営会議、学生支援企画会議、高大接続企画会議等の構成員として協働して意思決定に参与している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式3－4－2のとおり、一般利用者向け情報セキュリティセミナー（574人参加）、コンプライアンス研修（61人参加）、留学

生対応のための英語による窓口対応研修（18人参加）等を実施している。

基準3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準3－5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事2人（常勤1人、非常勤1人）を置いている。監事は、監事監査規程に基づき、監査計画を作成の上、定期監査を毎事業年度に1回実施し、学長に監査報告書を提出している。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、内部監査規程に基づき、大学における業務の遂行状況を監査し、内部統制を評価することにより、業務の適正な遂行及び経営の合理化・効率化を図ることを目的に、大学におけるすべての業務を対象に監査を行っている。監査室長は、監査基本計画書を作成し、監査終了後は、内部監査報告書を作成し、学長に報告している。

学長、担当理事、監事、監査室及び会計監査人は、四者協議会を定期的に開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有を図っている。

基準3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準3－6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式3－6－1のとおり公表している。

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準4－1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

手形キャンパス（秋田市手形学園町）、本道キャンパス（同市本道1丁目）、保戸野キャンパス（同市保戸野原の町）の3キャンパスを有し、その校地面積は計334,397m²、校舎等の施設面積は計115,278m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。また、夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況については、別紙様式4－1－1のとおりである。医学部1年次は、主に教養基礎教育科目は手形キャンパスで、専門教育科目は本道キャンパスで受講するため、時間割を工夫し、無理なく2つのキャンパスに通学できるよう配慮している。また、医学系研究科においては、平日夜間及び土曜日の授業を設定し、PC実習室及び医学図書館を夜間まで開館するなど、社会人学生等に配慮している。

法令が定める附属施設については、別紙様式4－1－2のとおり、教育文化学部においては附属幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校、医学部においては附属病院を設置している。

別紙様式4－1－3のとおり、施設・設備の耐震化については、耐震化率は100%である。バリアフリー化については、自動ドア、スロープ、誘導タイル、多目的トイレ又はエレベーターを設置するなど、配慮している。安全防犯面については、防犯カメラや外灯を設置するなど、配慮している。

ICT環境については、学内LANに接続されたパソコン約400台等を整備し、活用している。

附属図書館については、手形キャンパスに中央図書館、本道キャンパス内に医学図書館を設置しており、延面積6,321m²、閲覧座席数は707席である。原則として8時30分から22時まで開館している。令和2年5月1日現在の蔵書数は、図書429,408冊、学術雑誌19,864種、うち電子ジャーナル7,206種である。

自主的学習環境については、別紙様式4－1－6のとおり、グループ学習室、研修室、学生自習室及びコンピューター実習室等が整備され、利用されている。

基準4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準4－2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生支援総合センター及び保健管理センターを設置し、別紙様式4－2－1のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメント対策室設置要項及びハラスメント防止・対策ガイドライン等に基づき、ハラスメント対策室での定期的な相談受付のほか、各部局にハラスメント相談員を配置し、ハラスメント等に關

する相談に対応している。

144 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4－2－2のとおり、陸上競技場、テニスコート、体育館、サークル棟及び合宿所等を整備し、運営資金の支援及び備品貸与を行っている。

留学生への生活支援等は、高等教育グローバルセンターを設置し、国際交流協定校担当教員を配置するほか、医学部のみ留学生担当教員を配置するなど、別紙様式4－2－3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領を定め、別紙様式4－2－4のとおり、学生サポートルームの設置及び学生ソポーターに対する研修の実施等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4－2－5のとおり、大学独自の奨学金制度のほか、入学料の免除、授業料の免除及び学生寮の整備を行っている。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5－1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5－1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。なお、医学系研究科医科学専攻（修士課程）及び医学専攻（博士課程）において、自己評価書提出時点には、それぞれの評価方法でどの能力を評価するのか、また、それらの能力が「求める学生像」とどのように対応しているのかが明示されていなかったが、令和3年1月までに明示している。

基準5－2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5－2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5－2－1のとおり入試を行っている。実施体制については、編入学を除く学部入試の実施に関して必要な事項については、入学試験委員会が審議し、大学院入試の実施に関して必要な事項は、各研究科の入試関係委員会等が審議している。また、学部の編入学の実施に関して必要な事項は、各学部の入試関係委員会等が審議している。

平成29年4月に設置した高大接続センターのアドミッション部門において、入学者の入試データ分析（入学後の追跡調査を含む。）を行っている。また、各研究科の入試委員会等において、例えば、志願者の増加を目的として、外部資格認定試験や社会人特別入試の導入、入試日程の変更を行ったほか、多様な学生を選定できるよう、個別学力検査の配点を重くした新しい方式を採用するなどの改善を行っている。

基準5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5－3を満たしていない。

【改善を要する点】

- 医学系研究科修士課程医科学専攻において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

【評価結果の根拠・理由】

平成28年度～令和2年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・国際資源学部：1.05倍

ただし、国際資源学部の学科共通で実施する私費留学及び政府派遣の学生に関する入試については、0.68倍となっている。

- ・教育文化学部：1.03倍

- ・医学部：1.02倍

- ・理工学部：1.07倍

大学院課程については、区分制博士課程の課程ごとの状況を考慮すると、次のとおりである。

[大学院課程]

- ・国際資源学研究科

博士前期課程：資源地球科学専攻1.01倍、資源開発環境学専攻0.96倍

博士後期課程：資源学専攻1.00倍

- ・教育学研究科

専門職学位課程：教職実践専攻1.02倍

修士課程：心理教育実践専攻0.87倍

- ・医学系研究科

修士課程：医科学専攻0.20倍

博士前期課程：保健学専攻1.05倍

博士後期課程：保健学専攻1.13倍

博士課程：医学専攻0.97倍

- ・理工学研究科

博士前期課程：生命科学専攻1.21倍、物質科学専攻0.89倍、数理・電気電子情報学専攻1.15倍、システムデザイン工学専攻0.98倍、共同ライフサイクルデザイン工学専攻1.00倍

博士後期課程：総合理工学専攻0.98倍

医学系研究科修士課程医科学専攻において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。令和元年度から社会人特別入試を導入するなど、新たな志願者の確保に努めている。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。なお、医学部医学科において、自己評価書提出時点には、②教育課程における教育・学習方法に関する方針及び③学習成果の評価の方針が抽象的な表現にとどまっていたが、令和 3 年 1 月までにこれらについて明示している。

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い学則及び大学院学則で定めている。

大学院課程のすべての研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。なお、医学系研究科医科学専攻（修士課程）及び医学専攻（博士課程）において、自己評価書提出時点には、研究指導計画を作成する手順が明文化されていなかったが、令和 2 年 9 月までに医科学及び医学専攻における研究指導及び学位論文指導に関する申合せにおいて定めている。

基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準6－4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、医学部を除き、すべての学部・研究科において、各科目の授業期間が原則として15週にわたるものとなっている。医学部においては、15週と異なる授業期間を設定しているが、教育上の必要があり、15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげる設定となっている。医学科においては、文部科学省が作成している医学教育モデル・コア・カリキュラムに基づいた授業を実施するために、集中講義に近い授業形態を採用している。保健学科においては、授業を短期間で集中して行うことによる学習効果の向上を目的として、令和元年度よりクオーター制を導入している。

すべての学部・研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

すべての学部・研究科において、教育上主要と認める授業科目は、別紙様式6－4－4のとおり、英語の必修科目及び教育文化学部学校教育課程の必修科目を除き、原則として専任の教授・准教授が担当している。英語の必修科目については、とりまとめ担当教員から各クラス担任教員に授業内容等の指示文書を配付するなど、授業内容等の統一を図っている。教育文化学部学校教育課程の必修科目のうち、非常勤講師が担当する授業科目については、世話人教員が成績入力を行うこととし、その際に学生の学習状況及び学習成果についての情報を非常勤講師と共有するようにしている。

基準6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準6－5を満たしていない。

【改善を要する点】

- 休講情報等、授業を受けるにあたって必要な情報を学生に周知する方法が統一されていない。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、別紙様式6－5－1のとおり、指導、助言を行っているが、休講情報等、授業を受けるにあたって必要な情報を学生に周知する方法が統一されていない。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式6－5－2のとおり、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を、別紙様式6－5－3のとおり実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を、別紙様式6－5－4のとおり整えている。

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準6－6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。医学部医学科においては、医師養成の観点に即して形成的評価を行っている。

すべての学部・研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。なお、自己評価書提出時点には、成績評価の根拠となる資料を保存することを定めていなかったが、令和2年11月までに学生の成績評価根拠資料等の取扱いに関する方針において定めている。

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準6－7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院教育課程の各研究科においては、学位論文審査基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科において、策定した要件に基づく卒業（修了）の認定を組織的に実施している。

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準6－8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式6－8－1のとおり、就職及び進学の状況は、別紙様式6－8－2のとおりであり、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。

III 意見の申立て及びその対応

機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該大学に対して評価結果（案）を示し、その内容について、既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査における意見の範囲内で意見がある場合には、申立てを行うよう求めた。

意見の申立てがあったものについては、その対応について大学機関別認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該大学からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立件数：1件

(申立 1)

申立ての内容	申立てへの対応
<p>(1) 意見の申立ての対象となる基準</p> <p>基準6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること</p> <p>(2) 意見の申立ての対象となる箇所</p> <p>II 基準ごとの評価</p> <p>【評価結果】</p> <p>基準6－5を満たしていない。</p> <p>【改善を要する点】</p> <p>○ 休講情報等、授業を受けるにあたって必要な情報を作成する方法が統一されていない。</p> <p>【評価結果の根拠・理由】</p> <p>すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。</p> <p>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、別紙様式6－5－1のとおり、指導、助言を行っているが、休講情報等、授業を受けるにあたって必要な情報を学生に周知する方法が統一されていない。</p> <p>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式6－5－2のとおり、助言、支援を行っている。</p> <p>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を、別紙様式6－5－3のとおり実施している。</p>	<p>(1) 対応</p> <p>原案どおりとする。</p> <p>(2) 理由</p> <p>基準の判断については、『実施大綱』(P. 1 及び P. 3)記載の以下の方針に基づき、評価部会及び認証評価委員会の審議を経て決定することとしている。</p> <p>認証評価委員会における審議の結果、方法が統一されていないこと等により、休講情報等、授業を受けるにあたって必要な情報が学生に周知されていないことから、改善を要する点として指摘することとし、それにに基づき基準6－5を満たしていないと判断した。</p> <p>2 評価の基本方針 (P. 1)</p> <p>評価の目的を実現するために、機構は以下の基本的な方針に基づいて大学機関別認証評価を実施します。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) (略) 質の改善を具体的に促すために、改善を要する事項があれば、改善を要する点として指摘します。</p> <p>また、改善を要する点に対する対応状況を継続的に確認します。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>

<p>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を、別紙様式6－5－4のとおり整えている。</p> <p>(3) 意見</p> <p>「基準6－5を満たしている」とした上で、「休講情報等、授業を受けるにあたって必要な情報を学生に周知する方法の統一を図のがよい。」という提案にして頂くのが妥当と考えます。</p>	<p>5 評価の実施方法 (P.3)</p> <p>(1) 評価の基本構成 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構による評価 <p>1) ~ 2) (略)</p> <p>3) 改善を要する点が認められた基準については満たしていないものと判断します。</p> <p>4) ~ 5) (略)</p>
<p>(4) 理由</p> <p>本学では、教養教育科目から専門科目までのすべての講義の休講等の連絡は、訪問調査時に提出した資料(4-2-1-16_授業の休講等の学生への連絡体制について)に記載の通り、基本的には秋田大学総合学務支援システム(a.net)を利用して行っています。</p> <p>しかしながら、各学科やコース等で行われる専門教育では、各種情報(奨学金、海外留学、インターンシップ、就職関連など)が掲示で学生に周知されることに加え、講義の実施形態によっては、a.netと併用して休講等の連絡に掲示も活用した方が学生の利便性がよい場合もあります。</p> <p>さらに、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、LMSであるWebClassを利用して遠隔で講義を行いましたが、本ツールは全学生が必ず利用するため休講等の連絡手段としても活用しております。</p> <p>訪問調査の当日においては、上記の状況を十分に整理して説明することができなかつたため、基本的な連絡手段はa.netで統一しているにもかかわらず、掲示等を併用していたことが統一していないという印象になったものと思います。</p> <p>以上のように、本学においては、学生の利便性に配慮した方法で連絡を行っており、一方で、評価結果(案)には、本基準に設けられた4つの分析項目に対し、本学の活動がすべて満たしていると記載されていることから、「基準6－5を満たしている」とした上で、「統一を図るのがよい。」という内容にしていただくのがよいと考えております。</p>	<p>(2) ~ (3) (略)</p>